

愛媛県障がい者相談支援従事者研修事業実施要領

1 事業の目的

本研修は、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とし、地域における障がい者相談支援体制を充実させるため、「4 実施内容」に記載する相談支援従事者研修を実施するものである。

2 実施主体

事業の実施主体は、愛媛県（事業者への委託可）又は愛媛県知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

3 実施方法

「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、3障がい合同の講義・演習により実施する。ただし、障がい別の演習実施及び、初任者研修と現任研修のカリキュラムを併用で実施することを妨げない。

4 実施内容

(1) 初任者研修

① 研修対象者

ア 相談支援事業に従事しようとする者

イ 障がい者ケアマネジメントに継続して関われる者で、障がい者の相談等の業務について、一定の知識と相当程度の実務経験を有する者

ウ 市町等において障がい者の相談業務等に従事しようとする者

② 研修内容等

国が示す標準的な研修カリキュラムの内容以上のものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(2) 現任研修

① 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

② 研修内容等

国が示す標準的な研修カリキュラムの内容以上のものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(3) 専門コース別研修

① 研修対象者

上記（２）の研修対象者

② 研修内容等

国が示す標準的な研修カリキュラムの内容を参考に実施するものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(4) その他

ア 受講対象者は、各研修について全ての課程を受講できる者とする。

イ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になろうとする者については、初任者研修の２日課程を受講させることができるものとする。

5 受講定員

受講定員については、研修の都度、別途定めることとする。

6 受講の手続き等

(1) 受講希望者は、別に通知するところにより、受講申込書（様式第１～５号）を知事又は指定研修事業者に申し込むものとする。

(2) 知事は、前項の申込書を受理したときは、受講者を決定し、研修受託事業者に受講委託申込みをするものとする。

7 修了証書

(1) 知事は、研修修了者に対し、修了証書（様式第６号）を交付するものとする。

ただし、初任者研修の２日課程の受講者に対しては、受講証明書（様式第７号）を交付するものとする。

(2) 指定研修事業者は、研修修了者に対し、修了証書（様式第８号）を交付するものとする。

ただし、初任者研修の２日課程の受講者に対しては、受講証明書（様式第９号）を交付するものとする。

8 修了者名簿の管理

(1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等の必要な事項を記載した名簿（様式第１０～１２号）を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を行った知事に提出するものとする。

(2) 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等の必要な事項を記載した名簿（様式第１３～１５号）を作成するとともに、個人情報

として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。

9 研修会参加費用

研修開催費用は実施主体の負担とするが、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者を含む。）が負担するものとする。

10 その他留意事項等

- ア 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
- イ 受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。
- ウ 障がいのある受講者に対しては、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること。

附 則

この要領は平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。